

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 10 日

金 曜 日

第 4177 号

目 次

告 示

- | | |
|--------------------------------|---|
| ○定款変更及び新規土地改良事業施行の認可 | 1 |
| ○新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧 | |
| ○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 | 2 |
| ○富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 | 3 |

公 告

- | | |
|------------|---|
| ○開発行為の工事完了 | 4 |
|------------|---|

告 示

富山県告示第112号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

外輪野用水土地改良区から申請のあった定款変更及び高山地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項及び同法第 48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成29年 3 月 1 日認可した。

平成29年 3 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第113号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

久婦須川土地改良区から申請のあった井栗谷地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成29年 3 月 1 日適当と決定したので、同条第 6 項の規

定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年3月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

平成29年3月13日から

平成29年4月11日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

富山県告示第114号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大布施南部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営大布施南部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年3月13日から

平成29年4月11日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

教示

1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第

87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第115号

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成28年富山県告示第551号）の一部を平成29年2月27日付けで次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成29年3月10日

富山県知事 石 井 隆 一

第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成28年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成28年1月から平成28年12月まで 若干

【まいわし】

平成28年1月から平成28年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成28年7月から平成29年6月まで 若干

【するめいか】

平成28年4月から平成29年3月まで 若干

【ずわいがに】

平成28年7月から平成29年6月まで 52トン

- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成29年1月から平成29年12月まで 若干

【まいわし】

平成29年1月から平成29年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成29年7月から平成30年6月まで (注)

【するめいか】

平成29年4月から平成30年3月まで 若干

【ずわいがに】

平成29年7月から平成30年6月まで (注)

(注) 平成29年のまさば及びごまさば、ずわいがにの管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

~~~~~  
公 告  
~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月10日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
黒部市天神新 115 番 9 の一部、147 番 1 の一部、159 番 3 の一部、167 番の一部、181 番 1 の一部、159 番 3 地先及び 181 番 1 地先並びに天神新字東又 628 番の一部及び 648 番 4 の一部	同 左	道路 下水道	東京都千代田区神田和泉町 1	YKK 株式会社
砺波市三郎丸 213 番 1 及び 214 番 1			砺波市栄町 7 番 3 号	砺波市土地開発公社

